松原市教育委員会3月定例会 議事録

- 1. 日 時 令和3年3月24日(水) 午後3時00分
- 2. 場 所 松原市役所 301会議室
- 3. 付議事件等
- (1)議 案 第9号 松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の一部を改正 する規則の制定について
 - 第10号 松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規 則の制定について
 - 第11号 令和3年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて
 - 第12号 令和3年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 任命について
 - 第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の 一部を改正する規則の制定について

出席委員 美濃教育長 栗崎教育委員 田中教育委員 有馬教育委員

事務局 横田学校教育部長 坂野市民協働部長

田中教育総務部次長兼文化財課長 浦井副理事 岡林学校教育部次長 手束副理事兼いきがい学習課長

宮本教育政策課長 幸教職員課長 森教育推進課長 前崎地域教育課長 矢野教育研修センター長 吉田福祉部参事

それでは、令和3年3月の定例教育委員会の会議に入りたいと思います。 ただいまの出席委員は3名でございます。私を含めまして定足数に達して おりますので、会議は成立しております。

これより、3月の定例教育委員会を開催いたします。

なお、伊藤教育総務部長、小川副理事、田中教育総務課長、北野市民協働 部次長が欠席との届出がございましたので御報告をいたします。

2月定例会の会議録につきましては、まだ出来上がっておりませんので、 次回の定例教育委員会でお諮りしたいと思います。

次に、本日の会議録の署名委員を指名いたします。委員会会議規則第17条第2項の規定により、田中委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

田中委員

はい。

美濃教育長

初めに、教育長報告を行います。お手元の資料に基づき報告をさせていただきます。

2月19日には庁議がございました。

そして、22日には、第38回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれました。

また、25日には文部科学省出向者ヒアリングということで、オンラインで文部科学省の担当の課長と、この間の出向してからの状況についていろいろヒアリングを受けたところです。

また、同日の午後に国民保護協議会と防災会議が行われました。松原市国民保護計画と松原市域防災計画の改定がなされたところでございます。

3月1日には、第39回の新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれました。大阪府は特措法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域から除外をされるということを確認しました。

また、同日から10日まで、令和3年松原市議会第1回定例会本会議がございまして出席いたしました。

12日は予算特別委員会、22日には福祉文教委員会がありました。特に教育委員会関連の質疑でいうと、GIGAスクール、インターナショナルセーフスクール、学校技能員の体制等についての質問がございました。

3月14日には、松原市総合防災訓練が行われました。市民の皆様はコロナ禍ということもあり自宅での防災訓練を行い、市の避難所運営担当職員は各小中学校で訓練を実施しました。

また、3月20日ですけれども、松原市の医師会60周年記念式典に出席をしてまいりました。

また昨日は、松原市文化財保護審議会が開かれまして、松原市文化保護条例に基づく市の指定有形文化財として、来迎寺の絵巻物を指定文化財とすることが妥当かということを諮問させていただいたところです。

また、夜には、これからの学校教育基本構想検討委員会が開かれ、中学校 区を単位としたコミュニティ・スクールの立ち上げについての答申をいただ いたところです。

緊急事態宣言が解除されてはおりますけれども、引き続き学校現場、教育委員会ともに感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。委員の皆様方には、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、御報告とさせていただきます。

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問等、ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議事に入る前に、新型コロナウイルス感染対策の実施による小中学校の現在の状況について、事務局から報告をお願いします。

横田学校教育 部長

新型コロナウイルス感染対策に伴う現在の小中学校の状況でございます。 遡りましてもう1年以上前ですね。昨年の3月、4月、5月と、臨時休業 がございました。6月に分散登校、7月から通常どおりの登校が始まったわ けですけれども、実はその間、さらなる臨時休業を実施しましたのは、御承 知のように8月、9月の3校のみでございました。

それ以降、10月、11月、そしてこの3月まで臨時休校は実施せず、各校の徹底した感染対策の中、通常どおりの授業が行われてまいりました。

なお、例年でしたら多数閉鎖するはずのインフルエンザによる学級閉鎖、 例年延べ数十学級になるんですけど、今年度はゼロです。しかも、新型コロ ナウイルスの家族感染は複数、児童、生徒にございましたが、学校内での感 染というのはゼロ件でございました。

ですので、本当に市を挙げての様々な予算の配当等を有効活用しながら感染対策をしてまいりました成果と言えるかと思います。

一方で、学校現場ではこの間GIGAスクールに取り組んでおりまして、 とりわけこの3月に入りまして、各校での活用が試行的に始まっておりまして、感染対策でなかなかグループでの話し合い活動等はできない中で、タブレットを利用して自分の意見を入力して、それを大画面で投影するというような学習方法も、全ての学校で始まっております。

さらに、御心配いただきました修学旅行ですが、最後の布忍小学校、天美 北小学校、2校が3月8日、9日に無事実施できました。子どもたち、先生 方の感想をお聞きしています。本当にできてよかったと。さらに遅くなった 分、この時期に修学旅行に行く学校はほとんどございませんで、宮島も水族 館も貸切り状態で、何度も行った先生方が、もう初めてのすばらしい修学旅 行になったと。ある意味、遅かったけれども先生方も子どもたちも大変喜ん でいたということでございます。

卒業式につきましても、3月12日に中学校、3月19日に小学校、滞りなく実施できまして、中学校は保護者1名、小学校は2名と、参加者の限定はさせていただきましたけれども、保護者のほうからも本当に心の籠もったすてきな卒業式であったと、いろんな学校から、保護者からも、その後の感想をいただいております。

そして、いよいよ本日、修了式を実施させていただきまして、22校ともに無事この1年間を終えることができたということでございます。

春休みが今後始まりまして、4月8日に始業式の予定でございます。春休 みについては通常どおり14日間予定しております。

なお、入学式につきましては小学校も中学校も4月7日でございます。卒業式同様、中学校は保護者1名、小学校保護者2名に限定しますが、参加していただいて祝っていただくという予定でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。ただいまの件について、何か御意見、御質問ございますか。

田中委員

本当にこのコロナの1年で、学校内の感染がゼロというのは本当にすばらしいというのか、皆様方の御苦労に感謝し、敬意を表したいと思います。

一方、3月から5月が完全休校になり、また短縮授業だとか、いろんな負の面が見られたと思うんですけれども、カリキュラムについては、もう十分だという認識でいいんでしょうか。

横田学校教育 部長

夏休みと冬休みの短縮、これで基本的な授業日数が十分確保できる予定でございまして、さらに、先ほど申しましたように、インフルエンザの学級閉鎖もないということで、全ての学校が年度内に、この当該学年、あるいは昨年度の積み残しの部分も含めまして、履修されているものと考えております。

最終的な調査のほう、確認、これからさせてもらいますので、また次の委 員会にでも報告します。ありがとうございます。

田中委員

ありがとうございました。

有馬委員

松原市の小中学校全22校で修学旅行ができたことが、本当によかったな と思っています。

息子が中学3年生なんで行かせてもらったんですけれども、息子から写真を見させてもらったんですけれど、全員がすごくいい笑顔で、本当に行けてよかったなと。本当に子どもたちの感想も、行けてよかった。先生たちもすごく笑顔で、とてもよかったかなと思います。

コロナでやっぱり制限があったと思うんですけれども、本当に子どもたちの笑顔が見ることができたし、一保護者として本当に関係者の方とか、受け入れてくれたところにお礼を言いたいなと思います。本当にありがとうございました。

4月から次年度になるんですけど、まだコロナの影響でスケジュールとかの調整が難しいかもと思いますけれども、できるだけ修学旅行に行けるように頑張ってほしいなと思います。お願いいたします。ありがとうございます。以上です。

美濃教育長

それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。

議案が5件、その他が1件となっております。

感染症対策のため、今回も説明が終わった者から退出をさせていただきたいと思っています。

また、「議案第12号 令和3年度松原市立学校医、学校歯科医及び学校 薬剤師の任命について」は人事案件となりますので非公開とし、最後に秘密 会として行いたいと思います。

以上につきまして、いかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、議案第12号につきましては非公開とし、最後に御審議をいた だきたいと思います。

では、初めに「議案第11号 令和3年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

横田学校教育 部長

それでは、「議案第11号 令和3年度松原市立学校園に対する重点指導 事項 社会教育の重点事項を定めることについて」、御説明いたします。

お手元に、令和3年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項がございます。こちらを用いながら説明いたします。

前回2月の教育委員会に、この1ページから8ページまでに記載されております特別重点及び重点指導事項につきまして、既に御説明をさせていただいております。

本日は、9ページ以降の重点指導事項ごとの取組について、各担当課長、 センター長から御説明させていただきます。

なお、本日この説明の後、御承認いただきました後には、できるだけ早く 学校にこの重点事項を周知させていただくために、まずは電子データでメール送信をしました上で、正式には4月2日の臨時校長会議の際に、冊子化したものをお配りしまして、全校長に御説明いたします。

その説明を受けて、校長が各校の教職員会議で、全教職員に配布予定のこの重点指導事項の冊子を用いて次年度のポイントについての説明をする、学校の方針を説明するという段取りになります。

それでは、この後、各担当課長、センター長より説明しますので、よろしくお願いします。

幸教職員課長

それでは、先ほどの重点指導事項の32ページをお開けください。 私のほうからは、教職員課の部分を説明させていただきます。

まず、「①職員の「働き方改革」について」というところですが、ここにつきましては、昨年度この場で、2行目の、「松原市小学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」というのを御承認していただいたところと思いますけれども、これらを基にしながら、勤務時間の管理をしていっていただきたいと考えております。

そのために、毎月教職員全員の勤務時間管理簿を教職員課に集めさせていただいて、勤務時間の適正な管理を行っています。

ちなみに、令和元年度と2年度とを比べまして、3月までのデータではありませんが、11月までのデータを比べますと、令和2年度のほうが令和元年度に比べて勤務時間が短くなっている。小学校においては、残業はあるんですけれども、40.6時間の残業時間から37.9時間に減少しているという。

中学校に関しましては、60.9時間の残業時間が45.6時間に減少しているというふうなところが見られています。

また、・の3つ目ですが、夏季休業中に学校閉庁日を設けているんですけれども、昨年度から、ここに書いていますように、連続休暇取得可能日となる平日5日間程度を学校閉庁日とするということで、学校閉庁日はそれまでは4日間を日にち指定していたんですけれども、土日を重ねるようにするこ

とで14日間程度の休みが取れるようにするように考えております。

例えば、令和3年度では、8月10日から13日。これを閉庁日とすることで、8月7日から8月15日までの休暇取得可能日というふうになりますので、そのように休める体制も取っていきたいと考えております。

それから、実はこの職員の働き方改革についてというところは、その・3つ目まででして、・が32ページの2つある分と、33ページの2つある分は、②の「教職員の服務規律の徹底」というところに移動させていただきます。

内容的に、今言った4つの・は、職務専念義務であるとか、勤務時間、職務専念義務があるにもかかわらず喫煙等は厳に慎むことであるとか、また休暇の不正な取得、それから休憩時間の取り方についてですので、これは服務のところに移動させていただきます。

服務のところに関しましては、今言ったように、ずらすというところで、 教職員の服務規律の徹底を図っていきたいと考えています。

また、「③不祥事の未然防止について」は、2行目、「「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)」。これが一番新しい大阪府のワークシート集ですので、これを各校に使用しながら、服務についての研修を今しているところでございます。

そして、「④職場内でのハラスメントの防止について」は、これも昨年度、ここで変更、改正のところを提案させていただきましたけれども、いろんなセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、あるいはマタニティハラスメントについて、具体的に例示をしながら、分かりやすいように改正しましたので、それを学校に周知しながら、この辺りのハラスメント防止の徹底もしております。

以上、変更点を中心に説明させていただきました。

森教育推進課 長

教育推進課分の令和2年度と主な変更点について、御説明をさせていただ きたいと思います。

9ページを御覧ください。「②外国語(英語)教育の充実」のところで、下から3つ目の・のところを見てください。「小学校中学年では、」となっています。3行目辺りからです。「その際決められた表現を使った反復練習のようなやり取りではなく、伝え合う目的があるコミュニケーション場面を設定するよう努めること。」という、この具体的なところを追加させていただいています。

中学年においては外国語活動ということになっておりますけれども、単に 反復練習をするようなことではなく、場面設定を明確にし、より豊かな言語 活動につながるように、示したものでございます。

次に、19ページを御覧ください。

19ページ「②一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実」の、・の5つ目を御覧ください。

「通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。」を追加しておるところです。

理由につきましては、通級指導のニーズも高まり、そしてその充実がより 一層求められているというところから、この記述を増やしているところで す。 次に、21ページを御覧ください。

21ページ「(5)人権尊重の教育の推進」とあります。「①夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育」のところの、・の1つ目です。2行目辺りに、「同和問題をはじめとし、女性、子ども、ジェンダー平等、」とあります。この「ジェンダー平等」というところを、昨年までは男女平等というふうになっておりましたので、ジェンダーというふうに変更しているところです。

さらに、そのまま行きまして最後に、「性的マイノリティ、感染症等に係る様々な」とあります。この「感染症等」という表現を追加しております。 追加した理由は、やはり新型コロナウイルス感染症の状況から、やはり偏見 や差別につながるようなことがあってはならないというところで、この「感染症等」という表現を追加しております。

最後になります。23ページを御覧ください。

「②ジェンダー平等教育」となっていますが、これも昨年度は「男女平等教育」になっておりましたので、変更しているところです。

さらに、・の2つ目の後半辺りなんですが、「また、教職員の研修等を通じて、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、幼児・児童・生徒が正しく理解できる取組みを推進することに努めること。」を追加しています。

やはり、このジェンダー平等教育、非常に大切な教育だというふうに考えておりますので、一層充実させてまいりたいとの思いから追加しておるところです。

教育推進課は以上です。

矢野教育研修 センター長

学校園教育に関わる重点指導事項の、教育研修センター分の変更点について御説明させていただきます。

10ページを御覧ください。

「③ICT機器・機材の効果的活用」についてでございます。

令和2年度、GIGAスクール構想、GIGAスクール端末が1人1台配布されたことを受けまして、冒頭の・1つ目、「国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」などのICT環境は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものになることを強く意識し、すべての教員が1人1台環境を効果的に活用した授業等に積極的に取り組むことによって、『主体的・対話的で深い学び』を実現するよう努めること。」を追加しております。

また、それに伴いまして、情報活用力の向上が求められることに対応し、 ③の一番下の・「自他の権利を尊重し、」の一番下の部分になります。これまでどおり、情報モラルの指導を、家庭、地域とも連携して組織的に進めることについて今までどおり触れるとともに、その後に、「その際、「SNSノートおおさか」等の教材を効果的に活用すること。」を追加しております。

教育研修センターは以上です。

前崎地域教育課長

地域教育課分の主な変更点について御説明いたします。

社会教育の重点事項についてです。45ページを御覧ください。

「重点事項2、教育コミュニティづくりの推進、(1)教育コミュニティの形成」についてでございます。

次の46ページの④を御覧ください。教育コミュニティづくりの視点か

ら、令和4年度コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校) の導入に向け、令和3年度から準備会を立ち上げていく予定でございます。

これにつきましては、昨日、これからの学校教育基本構想検討委員会におきまして、コミュニティ・スクールを令和4年度から導入する、そのため、令和3年度から準備に向けてやっていくというところの答申をいただきました。そのことについて追加しております。

なお、コミュニティ・スクールの件につきましては、次回教育委員会のほうで詳しく報告させていただきます。

以上で、学校教育部の説明を終わります。

手束副理事

いきがい学習課所管分、社会教育全般になるんですけど、大きな変更点はございません。

ただ、現在コロナ禍でございますので、例えば図書館においては図書館見学というのがなかなかできない状況下でもあるので、令和2年度において、Zoomというものを使いまして、学校と図書館をつないで図書館の紹介をやったという事例がございます。そういった形で連携していったということで、令和3年度も考えております。

来年度の計画といたしましては、その校数を2校だけでなく、もっと全校に広げて見学。実際見学できるようになりましたときには、図書館に来てもらって、1階から3階、屋上に上がってもらうなどしていただけたらと考えております。

あと公民館とか社会教育施設につきましては、コロナ禍ですので、人数制限をかけるなどの安全面を確保しながら進めていきたいと思っております。 内容といたしましては、書いている内容、大きな変更点ございませんので、 その辺御理解ください。よろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。ただいまの件につきまして、何か御意見、御質問は ございませんでしょうか。

栗崎委員

図書館についてお聞きいたします。現在も人数制限をされていらっしゃいますか。

手東副理事

人数制限は行っておりませんが、席の間引き、要するに間隔をつけるために椅子の数を減らしています。そういう対策は取らせていただくのと、入館時に、読書の森においては体温測定しながら入ってもらうような形で、体温が高かったら御遠慮くださいというふうな形で、そういう機器を設置して運営しているところでございます。

以上です。

栗崎委員

そうしましたら、たくさん来られた場合で、入場できないということは起きましたか。

手束副理事

現在のところ、そのような事態にはなっておりません。個人のマナーにおいてやっていただいています。

確かに、意見としまして、自習をしたいという学生とかから席が少ないという声は上がってきているんですが、今この状態で、従来どおりの席を確保

するというのはなかなか難しいものと思って、今後落ち着いたら席の数を戻すというふうな対策で今行っているところでございます。 以上です。

ありがとうございます。

田中委員

栗崎委員

毎年同じようなことを聞くような感じで申し訳ないんですけれども、これはあくまでも松原市の学校の基本方針というのがあって、それを各学校現場の先生方に認識してもらうというか、理解してもらうという意味での冊子という認識でいいわけですよね。

そうしますと、毎年すばらしい資料を作っておられて敬服するんですけども、各学校園で学校長がまた学校の中で方針というのを定めると思うんですけども、その方針が各学校ではメインになってきますよね。そうなってくると、その学校方針の中で、この重点項目というものは、一体どこを見ればいいの。要は紙一枚にならないかなと思うんですよ。ぱっと見たときに、先生方がこの冊子のどこを見ればいいんかなとかいうような形で、各学校園の校長先生の指示、方針があって、その方針はこの冊子の何ページ目のこの項目に市としてやっていますねというふうな、そういったことを示してあれば、学校の先生方で分かりやすく、よりこの中の内容を理解してもらえるんじゃないかなと思うんですけども、どうなんでしょう。

というのが、皆さんすばらしい先生方ばかりなので、これぐらいの冊子すぐ理解できるんでしょうけど、なかなか僕らみたいな人間は、見てもあまりにも量が多過ぎて、量で圧倒されるような感じがしてね。実際に学校の先生方というのは、どのように受け止められているのかなというのが正直な感想というか、疑問なんですけど、どうでしょうか。

横田学校教育 部長 この重点指導事項というのは、もちろん新年度新たに赴任する初任者の先生であれば、全て一読してある、そういう必要があると思っています。

ただし、長年経験を積んでおられる方については、今委員の皆様にもお伝えしましたように、ここが追加点です、変更点ですということを強調する必要があると思っています。

ですので、学校長には4月2日の臨時校長会議で、変更点、追加点を強調した上で、田中委員がおっしゃいますように、各校の学校の今年度の方針を職員会議でお伝えされる際に、その根拠となる市のほうのこの重点指導事項の追加点、変更点も説明していただくということが妥当かと思いますので、田中委員がおっしゃるように、今回の学校の方針の中のこの部分は、この重点指導事項の何ページのどの部分であるというようなことを付け加えるのは非常に適切かと思いますので、そういった指導もしてまいります。

栗崎委員

今のお話を受けて思い出したんですけど、情報の共有化ということで、チーム松原で進めていくとなっていました。だからこれも、やっぱりきちっと皆さんに行き渡らないといけないと思うんですね。その指導を教育委員会がするということですよね。だからもちろん校長のその方針というのは大事ですけど、やはり全般として、これを重点的に置いて、行き渡らせるというのが教育委員会の仕事ではないかなと思います。

横田学校教育 部長

前々部長が初めにおっしゃられた、そういうふうなものと私も認識しております。栗崎委員がおっしゃったとおりで。

そのような理念は当然でして、各学校がばらばらの教育方針を全く独自に学校長が作るのではなくて、やはり一つの基となるこの松原市の学校園に対する重点指導事項がまずあって、その中に各校の実態に応じて強調するところ、あるいはさらにここにないけれども追加するべきこともありますので、その辺りを含めた学校の方針になるかと思います。

ただ、何度も強調しますけど、今年度にやはり私どもが先ほど説明した追加事項、変更点につきましては、必ず先生方に理解していただきまして徹底してもらうということを、そこは各校の学校のほうで徹底してもらうということが非常に重要かと思います。

また参考までに、年度当初に一読するだけではなくて、いろんな教育活動をする際に、ここはどうだったかなというふうに先生方が疑問に思った際に、全員に冊子化して配っていますので、その該当するページを目次を見て確認していただくというような形で、年度の終わりまで活用するべき冊子と思っておりますので、これを読み通して暗記するというのは、これはなかなか難しいんですけれども、事あるごとにまた各学校の毎月の職員会議なんかでも、必要に応じて活用しながら校長が説明をする際の資料ということにもなるかと思っております。

以上です。

栗崎委員

ありがとうございます。

美濃教育長

校長会でもしっかりその点をやってくださいよというのももちろんですけれども、学校訪問するときもあるじゃないですか。教育委員さん方と一緒に行ったり、指導主事が個別に学校訪問するような場合もあると思うんですけど、そういう場面でも、これについてはどういうふうに取り組まれていますかというような質問をしたときに、十分な取組がなされていないようであれば、そこはもっと充実するように改善を求めるとか、そういうことはできるんですよね。

横田学校教育 部長

教育長のおっしゃるとおり、年度途中にまたさらなる様々な、この新型コロナもそうでしたけれども、これまで予想できなかったような課題が加わることもございますので、その折に見直しも含めて確認をしていく必要があるかと思っております。

栗崎委員

新しく入ってこられる先生に対しても、十分に落とし込んでいただけるように御指導よろしくお願いいたします。

横田学校教育 部長

初任者につきましては、1年間通して初任者研修というものがございまして、市の教育委員会が実施する研修、それから校内の指導教員がする研修等がございますので、その中で計画的に進めていきたいと考えております。 以上です。

田中委員

少し議題とは離れるのですが、令和3年度の初任者は何人入っているんで すか。

幸教職員課長

小学校14名と中学校が8名であります。養護教諭1名と栄養教諭1名で ございます。

1名、小中いきいき枠という、小学校の免許も中学校の免許も持っているので、市で中学校か小学校かを決めて入れられるという枠が1名だけありまして、その枠については中学校に入れておりますので、中学校が合計8名ということになります。

田中委員

例えばその初任者の方々に集まってもらって、雑誌会、よく大学なんかで やるんですけども、雑誌会的にこれをやるというふうなことはないんです か。雑誌会というか、読み聞かせ。

矢野教育研修 センター長

初任者の研修がございますので、まず市のこの重点指導事項に関しましてもきちんと初任者に理解ができるような形で、先ほども委員がおっしゃられていましたけども、理解できるような形で研修も行っていただきながら周知したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

美濃教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ないように見受けられますので、「議案第11号 令和3年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」を、可決することに御異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第11号 令和3年度松原市立学校園に対する重点指導事項 社会教育の重点事項を定めることについて」は、可決されました。 それではここで、福祉部職員は退席をお願いします。

次に「議案第9号 松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の一部を 改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求め ます。

宮本教育政策 課長

それでは、「議案第9号 松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の 一部を改正する規則の制定について」、御説明させていただきます。

松原市では、新型コロナウイルス感染症対策、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、現行の例規におきまして、申請者の押印を求める手続について検討を重ねてまいりました。法令に基づく押印を求めるもの、事務内容、性質により引き続き押印を求めるものが適当なもの、また引き続き調査検討を要するものを除き、押印不要とする改正を進めてまいりました。

それでは、議案説明資料の1ページを御覧いただけますでしょうか。こちらに、改正対象となる規則を掲載させていただいております。

この5つの規則につきましては、松原市教育委員会事務局の中で検討した結果、本人確認の方法が別にあり、押印の廃止が可能であると判断し、今回

の5つの規則の様式中、印の削除を行い、申請書の利便性を向上するもので ございます。

今後におきましても、許可等の場合、施設管理者側の押印についても見直 しを順次行っていくこととなっております。

御審議のほう、よろしくお願いいたします。

美濃教育長

説明は終わりました。この件について、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

有馬委員

「デジタル時代を見据えた」という一文があるので、押印を廃止したら手間が省けていくし、すごくいいと思うんです。となると、今後は申請書自体、今、紙媒体だと思うんですけど、それはデジタル化に向けて考えているのかを教えてもらっていいですか。

宮本教育政策 課長

すぐではございませんが、将来的にはデジタル、メール等での申請の受付 のほうも考えていくということでございます。

栗崎委員

目的外使用の規則で、目的は何ですかということを書く欄もあるんですけれども、どのような目的で使われることが多いですか。

宮本教育政策 課長

学校施設等につきましては、教育が目的でございますので、教育以外の分野での使用となります。年度初めに一番多いのが、学校の敷地の中に電柱とかが建っておると思います。それは、関西電力やNTTが、学校に引き込む線を使うために電柱を建てているんですけども、その電柱の部分の土地の使用許可、こういうふうなものも含まれております。

また、学童保育で教室を使う場合、これは学校教育とは別でございますので、こういうふうなところでも使われております。

栗崎委員

分かりました。ありがとうございます。

松原に夜間中学はないですよね。今後、夜間中学を作っていこうというお 考えはないですか。

ボランティアの教室はありますけど。そういう外国人も増えてきているから。

横田学校教育 部長

夜間中学はございません。ただし、松原市の市民で夜間中学校に通学されている方はおられまして、近隣の堺、あるいは大阪市に通っております。

昨年、一昨年辺りに国のほうが、都道府県に必ず1つの夜間中学校を設置するように指導をされました。大阪府は十数校ございますので、今のところ松原に新たに新設する予定はございません。

参考までに、松原には、識字学校という形で3校設けられておりまして、 所管は私どもではないんですけども、こちらのほうで、1つは地域教育課が 管轄している更池識字学校ですけれども、2つは別の課のほうで担当してお ります。そちらのほうを利用している方もたくさんおられますので、学ぶ機 会がなく、学び直しをしたいという場としては識字学校が3つ松原の中にご ざいます。

以上です。

栗崎委員

今、不登校で学校に行っていないとか、そういう子たちはまた成人して働き出してまた勉強したいということもあると思うので、あればいいなと思いました。

美濃教育長

今後、本当に松原市の学校として作る必要があるかどうかというのは、また検討はしていかないといけない部分かなとは思います。

しっかり、そのニーズがどのくらいあるのかというのも掘り起こした上でということになると思いますけれど。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、ないように見受けられますので、「議案第9号 松原市立学校、 幼稚園施設目的外使用規則等の一部を改正する規則の制定について」を、可 決することに御異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号 松原市立学校、幼稚園施設目的外使用規則等の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

続きまして、「議案第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。

宮本教育政策 課長

「議案第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、御説明させていただきます。

市民協働部の職員に補助執行させる事務である、地域婦人団体協議会に関することにつきまして、活動人数が減少したため平成30年度末に協議会が解散いたしました。今年度までしばらく様子を見ておりましたが、今後復活することも見込まれず、新たな事務が発生する見込みがないことから、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則から削除させていただくものでございます。

説明につきましては以上です。

美濃教育長

ありがとうございました。ただいまの件について、何か御意見、御質問は ありませんでしょうか。

よろしいですか。

ないように見受けられますので、「議案第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を、可決することに御異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

美濃教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第13号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

続きまして、その他案件に入ります。「松原市少年自然の家の開館について」の説明をお願いいたします。

手束副理事

昨年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館しておりました少年 自然の家についてですが、令和3年度4月から開館することになりましたの で、この場をお借りして御報告させていただきます。

以上です。

美濃教育長

ありがとうございます。

ただいまの件について、何か御質問等ございますか。

田中委員

感染症対策についてはどのようなことを考えて実施されるんでしょうか。

手束副理事

まず、感染症対策としてですけども、利用者に対する周知ということで、例えばスリッパは持参してくださいとか、浴場についてはパーティション的な仕切りを入れるとか、食事をするところは、正面向かい合わない席の配置とかを行っています。

個人の使用も個室というのがあるんですけども、そこの場合は湯飲み、茶わんとかを置いているのですが、そういうものはもう置かないと。一番よく使われるのが、こちらの施設、一般利用者じゃなくて学校単位で来られるので、基本的に学校単位だったらクラスがそのまま来られるんで、学校側についても周知して、安全対策を取って来てください、熱があった場合はもう速やかに迎えに来てくださいというふうな安全対策を取りながら、林間学校とかは使っていただくということです。

あと、野外活動センターの場なんですけども、雨降ったときに、屋根があるところがあるんですけれども、そちらのほうは鉄架みたいな、トタンみたいなのを張ってちょっと間隔を広く取れるように。それは自前で職員が増設して、そういうふうな場所を広く、そういう飯ごうとか使える場所を増設するなど、対策についてやっておるということでございます。

まだほかにもありますけれども、そういうふうな対策を取って、利用者に対して周知しながら運営していくということで考えております。

以上です。

田中委員

ありがとうございました。

美濃教育長

ほかにございますか。

よろしいですか。

それではここで、市民協働部職員は退席をお願いいたします。

続きまして、「議案第10号 松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

幸教職員課長

それでは、「議案第10号 松原市立学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

議案説明資料の39ページを御覧ください。

この説明に関しましては、昨年3月の定例会のときに、小学校の新学習指導要領の全面実施、英語の学習時間増加に伴いまして、夏休みの期間の変更を臨時的に試行するというところで説明させていただいておりました。

昨年、試行といいながら、結局コロナの関係で、もっとたくさん夏休みが 縮小されたのですが、校長会と協議をした結果、もう学管規則を改正して、 27日まで夏季休業としてはどうか、という話になりましたので、今回学管 規則の改正を提案させていただきます。

令和3年度に関しましては、暦の関係で、8月27日が金曜日になりますので、実質は8月30日の月曜日から2学期が開始というふうになります。

暦の関係で若干そういう変わるところがありますけれども、学管規則上、 夏季休業日を7月21日から8月27日までというふうに変更することで、 それに伴いまして1学期は8月27日まで、2学期は8月28日からという ところになります。

以上でございます。

美濃教育長

ありがとうございます。この件について、何か御質問等ございませんでしょうか。

有馬委員

2学期の初めが早くなるということは、2学期の給食の開始時期も早くなるということですか。

幸教職員課長

給食の期間は早めまして、何日間か短縮期間がありまして、給食は、この令和3年度におきましては9月1日から給食となっております。 以上でございます。

有馬委員

ありがとうございます。

美濃教育長

つまり、8月30日の月曜と31日の火曜日は短縮授業、1日からは通常ということですね。

岡林学校教育 部次長

実際には、暑いですので、給食を9月1日からにはするんですけれども、いきなり6時間というんじゃなくて、ちょっとスロースタートは、特に小学校のほうは考えているようです。またそれについても校長会議のほうで、話合いをして、子どもにとって一番スムーズに2学期がスタートできるように考えて調整していきたいと思います。

以上です。

田中委員

これはこれでいいと思うんですけれども、この27日までというのは、他市もそんなものなんですか。

幸教職員課長

南河内について聞いてみますと、藤井寺市は26日までで、ほかの市は検 討中というところで、多分この26日とか27日という辺りになってくるか と思います。

以上でございます。

横田学校教育 部長

追加情報です。藤井寺が26日からということですが、藤井寺は創立記念日は休みということですので、授業日数でいうと、本市は創立記念日は授業日ですので、実質同数ということになります。

以上です。

田中委員

これは個人的な意見なんですけども、エアコンを各教室につけたということで、そういった授業環境というのはかなりよくなってきていると思うんです。そこで、先ほどおっしゃられた英語の授業だとか、いろんな意味での授業、カリキュラムというのが増えてきている。それを単に授業日数だけで考えるんじゃなくて、もう少しこういったところを詰めて、もう少し短くすればというような意見もあると聞いておるんですけども、この辺はどうなんでしょうか。もっと1週間早めにするだとか、10日早めにするだとか。いろんな意見があると思うんですけども。

そこで先ほど他市の状況について聞きまして、南河内はそうなんですけども、全国的に見た場合、もう少し早く始める市、都道府県もあるということも聞いておるんですけども、この辺は将来的に考えてどうなんでしょうか。

幸教職員課長

大阪でいいましても、北のほうは早いとかいうこともあるんですけれども、この間でいいますと、熱中症でプールにも入れないというような状況もありまして、夏休みを少し長く取っていくというふうな傾向もあります。

本市としましては、そういう子どもの状態をしっかりと見ながら、一番いい状態に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

横田学校教育 部長

今年度、新型コロナで私たちも初めて夏休みの短縮を経験しました折に、 やっぱり登下校があまりにも暑くて、雨傘を日傘にして日傘登校だとか、い ろんな工夫をしましたので、ただ単に空調設備のある教室、環境のみの理解 ではなくて、登下校を安心、安全にさせるということも考えながら総合的に、 一旦この改正がございますけれども、またさらなる検討も進めていきたいと 思っております。

以上です。

田中委員

ありがとうございます。

美濃教育長

ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ないように見受けられますので、「議案第10号 松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を、可決することに御異議ございませんか。

各委員

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、「議案第10号 松原市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は、可決されました。

次に、冒頭非公開と決定しました議案についての審議を行いたいと思いま す。関係者以外は退出をお願いします。

【非公開】

美濃教育長

それでは、以上をもちまして、本日の案件については全て終了いたしました。これをもちまして令和3年3月定例教育委員会を終わります。 どうもありがとうございました。

(閉会宣言午後4時14分)

署 名 教育長 美濃 亮

委 員 田中 祥之